

3 団体主催の講演会が開催されました。

2月14日午後1時半から霞ヶ関東京會館（ゴールドスタールーム）において、(財)日本環境衛生センター、(社)日本廃棄物コンサルタント協会、(社)日本環境衛生施設工業会の3団体の主催、(社)全国都市清掃会議、(財)廃棄物研究財団など下記5団体の協賛による講演会があり、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の由田秀人廃棄物対策課長から、17年度予算案および循環型社会形成推進交付金についての講演がありました。

講演会概要

日時 平成17年2月14日(月)13時半～15時半
会場 霞ヶ関東京會館
主催 (財)日本環境衛生センター
(社)日本廃棄物コンサルタント協会
(社)日本環境衛生施設工業会
協賛 環境衛生施設維持管理業協会
(財)産業廃棄物処理事業振興財団
(社)全国都市清掃会議
日本廃棄物処理施設技術管理者協議会
(財)廃棄物研究財団
出席者 約230名

以下はその講演後の質疑（文責：工業会事務局）

以下の質疑内容は、とりあえずの速報であり、文責は工業会事務局にあります。

廃焼却炉の解体は、現在、補助対象であるが、今回の交付金の対象か。施設整備に伴う廃焼却炉の解体事業は、平成16年度から新規について補助事業であるが、当然、17年度の交付金の対象として考えている。なお、従来、調査・分析の経費を非公共の補助金で対応していたが、その部分も交付金の対象になるだろう。

合わせ産廃は交付金の対象になるのか。

廃棄物処理センターに対する普通の形は、産廃処理施設モデル事業で補助金制度が継続されている。ただ、別途、16年度限りの措置で、自治体処理施設で産廃を処理する場合に産廃部分を含めて補助対象にしているが、17年度の交付金でも一年限りの措置で対象とする予定。

廃熔融施設が必須施設とされていたが、その規制は今回の交付金でなくなるのか。

既に、灰熔融施設は、必須要件から選択制にしたが、交付金でもその考え方を踏襲する。

各種の対象施設に関する性能基準は適用されるのか。
適用される。ただ、交付金の審査が簡便、かつ事業間、年度間の流用が可能ということである。

収集は各自治体、処理・処分は一部事務組合の場合、計画は誰が、どのような地域で作成するのか。
収集は各自治体、処理・処分が一部事務組合といったケースでは、関連する各自治体の連名で、各自治体を包含した地域で計画をひとつ作ることが普通の形になる。

財源としての交付金の裏はどうなるのか。裏の起債はどうなるのか。
総務省の作成する地方財政計画や地方債計画による。
本交付金制度について総務省がどんなお考えかで内容が固まるだろう。

循環型社会形成推進地方計画にはごみと汚泥（し尿）の両方を記載すべきか。
原則、両方記載することになる。
場合によっては、当面の計画として、片方もありえる。

PFI事業の扱いはどうなるのか。
PFI事業は交付対象とする予定である。ただ、交付金の交付要領を新しく決定する際には、交付金の性格上、交付対象は自治体になり、自治体経由の交付金となる可能性が大きい。

熱回収施設の熱回収率10%の定義を御教授いただきたい。
常識的には、投入されたごみの保有総熱量に対する活用された熱量の比と考えている。

交付金の対象施設をより具体的に明確にして欲しい。
従来の補助対象施設を整理したかたちで、交付対象の施設を想定している。
詳細は、交付要領に記載する予定。なお、計画のひな形の様式にその概要は記載されている。
なお、掘り起こすことで埋立スペースを生み出す埋立地再生事業は交付の対象である。

交付金の交付要領はいつごろか。
いつも、4月上旬に最初の内示があったが、今回は若干後ろになるかも。
まず、交付要領は4月すぐには出したい。

会計検査との関連は。
補助金適正化法の適用があるだろう。